

舞上経第 13 号
令和元年 5 月 10 日

舞鶴市上下水道事業審議会
委員長 西 垣 泰 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三

水道料金及び下水道使用料のあり方について（諮問）

水道料金及び下水道使用料のあり方について、舞鶴市上下水道事業審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

水道及び下水道は、市民生活を支える最も基本的なライフラインであります。本市の上下水道事業につきましては、平成 28 年 10 月 1 日に水道料金及び下水道使用料の改定を実施し、あわせて経費削減に積極的に取り組み、効率的な事業運営に努めているところであります。

しかしながら、人口の減少などによる水需要の減少に伴い、料金収入の低迷が続いております。

一方、想定を超える自然災害の経験を踏まえ、災害時の上下水道の対応力強化も強く求められている中で、今後、多くの施設や管路が老朽化し、順次、耐用年数を迎えることから、更新や耐震化による再構築が必要となっており、それには多大な費用がかかることが想定されます。こうしたことから、今後の収支の見通しや資金状況の推移を考えますと資金不足が続くことが想定され、大変厳しい経営状況となっております。

このような実情を踏まえ、今後とも持続可能な健全経営を基本に将来に渡って安定的に上下水道事業の運営を維持していくため、収入の主な財源であります水道料金及び下水道使用料のあり方について、委員の皆様方のご意見を賜りたくお諮りするものであります。